令和６年８月１６日
関東運輸局神奈川運輸支局

自家用車活用事業の実施に向けた意向調査を実施します

今般、タクシー事業者から令和６年３月２９日付け事務連絡「自家用車活用事業の実施に向けた不足車両数の算出方法と意向調査の実施について」２．に基づく申出書の提出があったため、同規定により、当該申し出のあったタクシー事業者の営業区域に営業所を有するタクシー事業者に対して、下記のとおり自家用車活用事業の意向調査を実施します。

記

営業区域名	県央交通圏
車両数が不足する曜日及び時間帯	金曜日・土曜日 １６時台～翌５時台
不足車両数 （当該営業区域のタクシー車両数の５％） ※令和６年１月１日時点の事業計の配置車両数の合計	９９両

※８月時点では、今回公表する不足車両数のうち５割を各社に配分するものとし、残りの５割については、今後配分する予定です。
※タクシー事業者からの申請車両数の合計が当該地域の不足車両数を超える場合は、申請車両数の比率に従い配分する。

・意向調査実施期間：令和６年８月１６日（金）～令和６年８月２６日（月）

・意向調査票を提出すべき者：本年８月以降に自家用車活用事業の実施を予定しているタクシー事業者

・意向調査票の様式：別添「自家用車活用事業に係る意向調査票（県央交通圏）」

・提出期限：令和６年８月２６日（月）１５時まで

・提出先：提出期限までに、神奈川運輸支局輸送担当へ原則電子メールで提出してください。電子メールによることが困難な場合はご相談ください。
電子メールアドレス　ktt-kanagawa-yusou@ki.mlit.go.jp

・連絡先：神奈川運輸支局輸送担当　電話：045-939-6800 ガイダンス【１】